

令和5年（ワ）第1781号 損害賠償等請求事件

原告 A 外2名

被告 恵庭市 外2名

求 釈 明 申 立 書（5）

2024（令和6）年7月29日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 船 山 暁 子

弁 護 士 中 島 哲

弁 護 士 神 坂 正 美
外

頭書事件につき、原告らからの求釈明申立書（4）に応じて、被告恵庭市から、令和6年7月5日付け「原告求釈明申立書（4）に対する回答書」（以下、単に「回答書」という。）と平成15年4月1日施行の「恵庭市知的障害者福祉法施行細則」（乙22）及び平成28年4月1日施行の同細則（乙23）の提出がなされた。

これを踏まえ、原告らは、下記のとおり、更なる釈明を求める。

迅速な審理のため、次回期日前にご回答頂きたい。

記

Ⅰ 回答書「第Ⅰ」第Ⅰ項について

平成２８年４月１日施行の「恵庭市知的障害者福祉法施行細則」については、附則が抄録となっており（附則第１条と同第４条しか掲載されていない）、完全なものではない（乙Ｃ２３・７頁）。そこで、附則を含めた完全なものを提出するように改めて求める。

２ 回答書「第１」第２項について

原告らが回答を求めていたのは、「職親」に関するものであったが、回答があったのは「里親」についてのものである。

そこで、回答書の趣旨として、「知的障害者福祉法ないし精神薄弱者福祉法上の職親の認定及び委託に関する資料は存在しなかった」ものであり、「被告恵庭市において、亡牧場経営者Ⅹ、被告牧場経営者Ⅺ、被告牧場経営者Ⅻに対する職親認定及び委託はなかったものと判断する。」ということか明らかにされたい。

以上